

厚生労働科学研究費補助金（認知症政策研究事業）

分担研究報告書

独居認知症高齢者を対象とする虐待の実態把握と対応に関する研究

研究分担者 吉川悠貴 認知症介護研究・研修仙台センター 研究部長

研究要旨

【目的】

国の高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査では、2025年度時点で養護者による虐待被害者の8.6%が独居であり、54.6%が認知症自立度Ⅱ以上である。これに対し、独居認知症高齢者に対する虐待事例の特徴や通報以前の発見・対応等の状況は明らかにされていない。そのため、ケアマネジャーと訪問介護員を対象とする調査から、専門職従事者による発見や対応の実態と影響要因・課題を明らかにすることとした。

【方法】

ケアマネジャー（CM）及び訪問介護員（HH）を対象に郵送調査を実施した。居宅介護支援事業所1,666か所・訪問介護事業所1,655か所へ調査票を送付（各事業所最大3名配布を依頼）した。主な調査項目は、基本属性、虐待防止措置等への関与、過去1年の養護者虐待（独居含む）事例の経験、直近事例の発見・対応状況や課題等であった。

【結果】

CM群1,182件、HH群996件の有効回答が得られた。過去1年間に独居高齢者への虐待（疑い）事例の担当経験があったとしたのはCM群15.3%、HH群8.3%であった。経験事例について239例の詳細回答が得られ、「認知症の有無が不明」を除くと全体の83.9%が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（相当）以上であった。回答者自身による通報率はCM群68.9%：HH群4.2%であり、HH群では59.7%がケアマネジャーへの報告を行っていた。また、17.2%が「いずれの立場からでも通報等を行われなかった」事例であった。虐待（疑い）事例経験の有無を従属変数とするロジスティック回帰分析を行った結果、「外部研修の受講経験があること」「虐待防止措置の取組内容に『養護者による高齢者虐待防止』が含まれていること」「担当ケース数が多いこと」などが、当該事例の経験があることに正の影響を示していた。

【考察】

ケアマネジャー及び訪問介護員は、独居認知症高齢者に対し虐待が行われている可能性がある事例を一定程度経験しており、発見・対応に重要な役割を占めていることが示唆された。また、外部研修の受講や虐待防止措置の取組に養護者による虐待に関する内容を明確に含めることなど、適切な対応に資すると思われる要因や課題も抽出された。

A. 研究目的

高齢者虐待防止法に基づく自治体の対応状況を集約した厚生労働省調査（以下、「法に基づく対応状況等調査」とする）では、2025 年度において 17,133 件（被虐待者 17,472 人）の養護者による虐待事例が確認されており、被虐待者のうち 8.6%が独居高齢者、54.6%が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（相当）以上である¹⁾。ただし、法に基づく対応状況等調査では、独居認知症高齢者に対する虐待の特徴や対応上の課題は詳らかにされていない。また、高齢者虐待事例全体について、同調査に計上されない、すなわち通報に至らない暗数が相当程度あることが想定されている²⁾。このうち独居認知症高齢者への虐待については、その居住形態及び認知症の特性等から特に実態が不明な面があり³⁾、法に基づく対応に至る以前の察知・発見、その後の情報共有・通報等の実態を把握することが必要である。

これらのことを踏まえ、本分担研究全体の目的を独居認知症高齢者等が直面する高齢者虐待の実態と課題を明らかにすることとした上で、2025 年度においては、法に基づく対応に至る以前の実態把握を行うこととした。

この際、予兆察知や未然防止まで見据えた具体的対策の検討を考慮すると、独居認知症高齢者の居所に直接赴いてサービスを行う専門職における発見・対応が極めて重要となる。具体的には、ケアマネジメント及び訪問サービスに従事する専門職が想定される。そのため、ケアマネジャー及び訪問介護員を対象とする調査を行い、独居認知症高齢者に対する虐待事例をこの 2 群がどの程度・どのように発見し、かつ発見した場合

にはどのように情報共有や通報等が行われているのか、また発見や通報等にはどのような要因が寄与するのかを明らかにすることとした。

B. 研究方法

居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所に所属するケアマネジャー・訪問介護員を対象とする郵送調査を、2025 年 11 月から 2026 年 1 月にかけて実施した。

対象事業所は、介護サービス情報公表システムオープンデータ(2025 年 6 月末時点)から抽出率 5%を目標に無作為抽出し、最終的に居宅介護支援事業所 1,666 か所・訪問介護事業所 1,655 か所に調査票を送付した。各事業所には、居宅介護支援事業所においてはケアマネジャー、訪問介護事業所においては訪問介護員として従事する職員に対して、職員状況に応じて最大 3 名に調査票を配布するよう依頼した（返送は個別）。

主な調査項目は、回答者・事業所の基本属性、法令上事業所に義務化されている虐待防止措置等への回答者の関与状況、過去 1 年間における養護者による虐待(疑い)事例の経験(養護者による虐待全般及び独居高齢者が被虐待者であるケース)、(独居高齢者事例の経験がある場合)直近 1 例の発見経過・虐待等の状況・発見後の対応・対応に関する課題認識であった。

(倫理面への配慮)

認知症介護研究・研修仙台センター倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号: 25K02)。

C. 研究結果

1. 回収状況

事業所単位では、居宅介護支援事業所 637 か所（回収率 38.2%）、訪問介護事業所 501 か所（同 30.3%）から回答が得られた。個別回答としては、ケアマネジャー（以下 CM）群 1,182 件、訪問介護員（以下 HH）群 996 件の有効回答が得られた（回答者の基本属性は表 1 のとおり）。

2. 法令上事業所に義務化されている虐待防止措置等への回答者の関与状況

職場内研修の受講率が CM 群 83.9% 対 HH 群 83.1%、外部研修受講率が 55.1% 対 20.1%、委員会参加率が 36.5% 対 35.1%、指針等の確認率が 55.5% 対 62.7% であり、CM 群では外部研修受講率、HH 群では指針等の確認率が相対的に高くなっていた。また、上記いずれかの虐待防止措置の取組に関与経験がある場合に含まれていた内容を確認したところ、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等が含まれていたのは CM 群 74.1% 対 HH 群 82.9%、養護者による高齢者虐待防止等は 70.8% 対 56.5%、セルフ・ネグレクトや消費者被害等は 46.8% 対 43.7% であり、CM 群では養護者による虐待、HH 群では養介護施設従事者等による虐待に関する内容が含まれている割合が相対的に高くなっていた。

3. 過去 1 年間における養護者による虐待（疑い）事例の経験

図 1 に示すように、養護者による虐待（疑い）事例全般について、該当事例の担当経験があると回答した割合は、CM 群で 30.7%（95%信頼区間：28.1%-33.4%）、HH 群で

12.0%（同 10.2%-14.2%）であった。また、独居高齢者に対する虐待（疑い）事例の経験があるとした割合は、CM 群で 15.3%（95%信頼区間：13.4%-17.5%）、HH 群で 8.3%（同 6.8%-10.2%）であった。これらはいずれも CM 群において有意に高い結果であった（ $p<.001$ ）。さらに、養護者による虐待（疑い）事例の経験を有する回答者に限定すると、独居高齢者への虐待（疑い）事例を経験した割合は、CM 群で 49.9%（95%信頼区間：44.7%-55.0%）、HH 群で 69.2%（同 60.4%-76.7%）であり、HH 群の方が有意に高かった（ $p<.001$ ）。

4. 経験事例の内容（独居高齢者事例）

独居高齢者への虐待（疑い）事例の担当経験があったと回答した場合に、直近 1 例に関してその詳細の回答を求めたところ、全体で 239 例の回答があった。虐待を受けた可能性があると考えられた独居高齢者の属性は、女性が 80.3% であり、年齢は 65～74 歳 14.2%・75～84 歳 34.7%・85 歳以上 49.4% であった。また、認知症高齢者の日常生活自立度については、ランク II（相当）以上の割合は 76.5% であった。さらに、選択肢のうち「認知症の有無が不明」を除外して再計算したところ、その割合は 83.9% となった（自立度 I 以上とした場合は 95.9%）（表 2）。一方、虐待を行ったと思われる養護者は、息子が 34.7%・娘が 23.0%・夫が 20.9% であり、59.8% が主たる介護者の役割を担っていた。生じていたと思われる虐待行為の類型（複数回答形式）は、身体的虐待が 46.4%、心理的虐待が 34.3%、ネグレクト（ネグレクトの結果生じたセルフ・ネグレクトを含む）が 31.0%、経済的虐待が 30.5% であった（図

2).

5. 経験事例に対する発見・対応の状況

発見の端緒として割合が高いのは、回答者自身の気づき（38.9%）、他事業所からの情報提供（20.5%）、高齢者本人からの相談や訴え（13.8%）、回答者以外の所属事業所職員からの指摘（10.5%）などであり、両群とも同順であった。発見後の対応については、状況確認においては高齢者本人への確認は両群とも同程度行われていたが、虐待を行ったと思われる養護者への確認は CM 群 65.9%対 HH 群 26.4%、関係事業所・機関等への状況確認は CM 群 51.5%対 HH 群 33.3%であり、いずれも CM 群の実施率が相対的に高かった。

発見後の事業所内及び関係機関等への対応（表 3）においては、事業所内での管理者等への報告（CM 群 84.4%対 HH 群 59.7%）、地域包括支援センターへの報告（51.5%対 15.3%）、市町村への報告（20.4%対 8.3%）などにおいて、CM 群の実施率が相対的に高くなっていた。また HH 群にのみ尋ねた項目として、同群の 59.7%がケアマネジャーへの報告を行っていた。高齢者虐待防止法に基づく通報に関しては、回答者自身による通報率が CM 群 68.9%対 HH 群 4.2%で CM 群が相対的に高く、所属事業所の管理者等による通報が CM 群 14.4%対 HH 群 36.1%で HH 群が高かった。また全体で 17.2%が「いずれの立場からも通報等は行われなかった」とされた。

6. 経験事例への対応の関わる課題

16 項目により課題認識の有無を確認したところ、両群に共通して割合が高かった

のは「虐待かどうかどのように判断すればよいか難しく感じた」（CM 群 49.1%・HH 群 44.4%）であった。その他、「虐待事例として対応することで、これまでの養護者や高齢者本人との関係が悪くなるのではないかと不安になった」や、養護者からの情報の聞き出し困難、高齢者本人・養護者の介入や支援の拒否などについては CM 群が、「情報が少なくどのように判断すればよいかわからなかった」は HH 群が、課題認識があると回答する割合が相対的に高かった。

7. 虐待（疑い）事例発見への影響要因

養護者による虐待（疑い）事例全般の経験の有無、及び独居高齢者への虐待（疑い）事例の経験の有無を「虐待（疑い）事例の発見」と位置付け、これをそれぞれ従属変数として、発見に影響しうる要因を探るための二項ロジスティック回帰分析を、CM 群・HH 群の別に実施した（従属変数の構成比が不均衡であったため、「経験あり」にそれぞれ逆確率による重み付けを実施）。独立変数には、回答者の性別・経験年数（5 年刻み）・担当ケース数（5 件刻み）・職場内研修の受講経験・外部研修の受講経験・委員会参加・指針等の確認・虐待防止措置の取組内容への「養護者による高齢者虐待防止」の包含を用いた（強制投入法）。

養護者による虐待（疑い）事例全般の経験に対しては、両群に共通して、「外部研修の受講経験があること」「虐待防止措置の取組内容に『養護者による高齢者虐待防止』が含まれていること」「担当ケース数が多いこと」が正の影響を示していた（CM 群ではこれらに加えて「指針等の確認経験があること」も正の影響）。

独居高齢者への虐待(疑い)事例の経験に対しては、両群に共通して、「外部研修の受講経験があること」「担当ケース数が多いこと」が正の影響を示していた。加えて HH 群においては、「虐待防止措置の取組内容に『養護者による高齢者虐待防止』が含まれていること」「経験年数が長いこと」も正の影響を示していた。一方、HH 群では、職場内研修の受講・委員会参加・指針等の確認がいずれも負の影響を示していた。

8. 法に基づく通報への影響要因

前述のように、独居高齢者への虐待(疑い)事例として詳細回答があった 239 例において、17.2%が「いずれの立場からも通報等を行われなかった」とされた。そのため、この項目への該当の有無を従属変数として、どのような課題がある場合に通報につながりにくくなるのかを明らかにするために、課題認識の有無で使用した項目を独立変数とする二項ロジスティック回帰分析を行った(例数が少ないため群分けは行わなかった)。その結果、「虐待かどうかどのように判断すればよいか難しく感じた」「情報が少なくどのように判断すればよいかわからなかった」が正の影響を示し、「通報が行われなかった」ことに寄与していた。一方、本人や養護者からの聞き出し困難や本人による介入や支援の拒否、所属事業所や関係機関との認識の相違、自身の従前の対応等への不安は負の影響を示していた。

D. 考察

法令上事業所に義務化されている虐待防止措置等への回答者の関与状況については、委員会への参加、指針等の確認、及び外部研

修の受講(特に訪問介護)率は両群とも高いとはいえなかった。また、職場内研修の受講率は 8 割を超えていたが、外部研修受講以外は事業所単位では義務化されているものであり、決して高いとはいえない。加えて、国の解釈通知によれば、本調査の対象事業所では、養介護施設従事者等による虐待の防止(自らが虐待を行わないための取組)だけでなく、養護者による虐待の防止やその周辺にある権利侵害の防止・対応の取組も求められている⁴⁾。従って、本調査において取組等の経験内容に「養護者による虐待」「セルフ・ネグレクト等」が含まれる割合が必ずしも高くなかった(特に HH 群)ことは課題といえる。

過去 1 年間における養護者による虐待(疑い)事例の経験については、CM 群の 30.7%、HH 群の 12.0%が虐待の可能性のあるケースを担当内で経験し、うち約半数以上は独居ケースを経験していた。独居高齢者に対して虐待が行われている疑いがある場合、当初の想定通り、ケアマネジャーや訪問介護員のように、直接居所においてサービスを提供する専門職が早期発見に寄与することが示唆された。

本調査の回答者による経験事例として詳細が回答された、独居高齢者に対する虐待事例についてはいくつかの特徴がみられた。特に、「認知症の有無が不明」のケースを除くと、自立度Ⅱ(相当)以上が 83.9%、Ⅰ以上が 95.9%(「不明」を除けば両群に概ね共通)を占めていたことは特筆に値する。ケアマネジャーや訪問介護員は独居高齢者に対する虐待の発見に寄与しうるとは既に述べたが、とりわけ独居かつ認知症がある高齢者に対する虐待事例の発見における役割

は大きいものと考えられる。ただし、今回の調査では、独居であること以上の高齢者の居住形態については確認していない。そのため、例えばサービス付き高齢者向け住宅等に単身で入居しているようなケースも含まれている可能性があることには留意が必要である。

これらの経験事例における発見・対応の実態としては、情報の収集・共有は CM 群の方が多く行っていたこと、HH 群経験ケースの約 6 割でケアマネジャーへの報告が行われていたこと、CM 群では自ら高齢者虐待防止法に基づく通報を行った割合が相対的に高い一方で HH 群では事業所を経由しての通報となる場合が最も多いことなどが示された。ケアマネジャーが発見事例を直接通報している一方、訪問介護員は事業所もしくはケアマネジャーに一旦情報が集約された上で通報に至っている実態が確認された。これらの結果は、国の「法に基づく対応状況等調査」における通報者の傾向から予想される状況を裏付けるものといえる。一方、「いずれの立場からも通報等は行われなかった」場合が一定数みられたことから、法に基づく通報の俎上に載らない暗数の存在が示唆される。

また、これらの経験事例への対応に係る課題としては、判断に迷う状況が半数弱の事例で生じていたほか、CM 群においては当事者からの情報収集や介入・支援拒否への対応、当事者との従前からの関係性維持への不安なども、一定程度課題として存在していることが確認された。関係性維持への不安等については先行研究においては質的な観点から指摘されており⁵⁾、本研究においてはこれが一定程度共通する課題とし

て量的にも確認されたといえる。

以上の結果を踏まえた上で、本研究は虐待(疑い)事例の発見や法に基づく通報等の対応に影響する要因の検討を行った。

発見への影響要因については、担当ケース数の多さ以外では、「外部研修の受講経験があること」「虐待防止措置の取組内容に『養護者による高齢者虐待防止』が含まれていること」などが発見に寄与する要因として抽出された。これらの要因が抽出されたことは、間接的に、事業所単位で義務化されている虐待防止措置(職場内研修・委員会・指針)の取組が必ずしも内容面で十分なものになっていない可能性を示唆している。

また、「虐待かどうかどのように判断すればよいか難しく感じた」「情報が少なくどのように判断すればよいかわからなかった」等の課題がある場合には、結果としてどの立場からも通報が行われない可能性が高まりうることが示された。先行研究においては、虐待の可能性を判断するためのスクリーニングツールや情報集約・通報等の明確なプロトコル、あるいはそれらの使用のためのトレーニングが発見や通報の助けとなることが指摘されている⁶⁾。本研究の結果は、本邦においてもそれらの取組が必要であることを示唆するものといえよう。

E. 結論

ケアマネジャー及び訪問介護員は、独居認知症高齢者に対して虐待が行われている可能性がある事例を、業務の中で一定程度経験していることが明らかになり、発見や法に基づく通報において重要な役割を占めていることが示唆された。また、発見後の通報に至るまでの経路が職種の特性に応じた

形で明らかになるとともに、外部研修受講の有用性や、虐待防止措置の取組内容に養護者による虐待に関するものを明確に含める必要性など、適切な対応に資すると思われる要因も抽出された。一方、間接的な示唆を含めて、現状として課題となり得る事項も複数抽出された。今後は、課題を踏まえて経験事例の質的な分析を行い、事業所単位での取組方法や自治体における支援策を具体化していくことが必要である。

さらに、「法に基づく対応状況等調査」における、高齢者虐待防止法上虐待と判断された独居認知症高齢者の事例との比較を行うことで、必要に応じて法令上の対応に適切に結びつけるための示唆を得ていくことも、今後の重要な課題である。

F. 研究発表

1. 論文発表

吉川悠貴：老年精神科医のための知っておきたい社会資源と法令の知識〈14〉虐待防止，老年精神医学雑誌；36(5)：467-474, 2025

吉川悠貴：これからの認知症施策を考える〈4〉認知症高齢者に対する虐待防止と介護専門職の人材育成, *Curator of Neurocognitive Disorders*; 3(1): 36-39, 2026

2. 学会発表

吉川悠貴：認知症高齢者に対する虐待防止と介護専門職の人材育成，第44回日本認知症学会学術集会 シンポジウム23, 2025.11.26

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む.)

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし

Reference

- 1) 厚生労働省老健局（受託：認知症介護研究・研修仙台センター）：高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業（令和7年度）報告書, 2026
- 2) Shen Y, Sun F, Feng Y, et al.: Prevalence of Elder Abuse and Neglect of Persons with Dementia in Community Settings: A Systematic Review and Meta-Analysis, *Gerontology*; 71(5): 400-416, 2025
- 3) 吉川悠貴：これからの認知症施策を考える〈4〉認知症高齢者に対する虐待防止と介護専門職の人材育成, *Curator of Neurocognitive Disorders*; 3(1): 36-39, 2026
- 4) 厚生労働省：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号：令和3年3月改訂分），2021
- 5) 藤江慎二・西尾孝司：介護支援専門員が虐待の有無の判断に迷うプロセス，*介護福祉学*; 20(1): 23-33, 2013
- 6) Van Royen K, Van Royen P, Donder L, et al.: Elder Abuse Assessment Tools and Interventions for use in the Home Environment : a Scoping Review, *Clinical Interventions in Aging*; 15: 1793-1807, 2020

表 1 回答者の基本属性

		ケアマネジャー (CM)群	訪問介護員 (HH)群
回答者数		1,182	996
年齢(歳) (±SD)		54.0 (±9.4)	50.9 (±11.3)
性別	男 (%)	212 (17.9%)	158 (15.9%)
	女 (%)	925 (78.3%)	818 (82.1%)
	不明・その他 (%)	45 (3.8%)	20 (2.0%)
経験年数(年) (±SD)		19.2 (±7.1)	14.7 (±7.5)
担当利用者数†		34.1 (±11.1)	19.8 (±14.2)

†CM群においては自身の担当ケース数, HH群においては現在自身が定期的に訪問を担当している利用者の実人数.

図 1 過去 1 年間における養護者による虐待 (疑い) 事例の経験 (「経験あり」の割合)

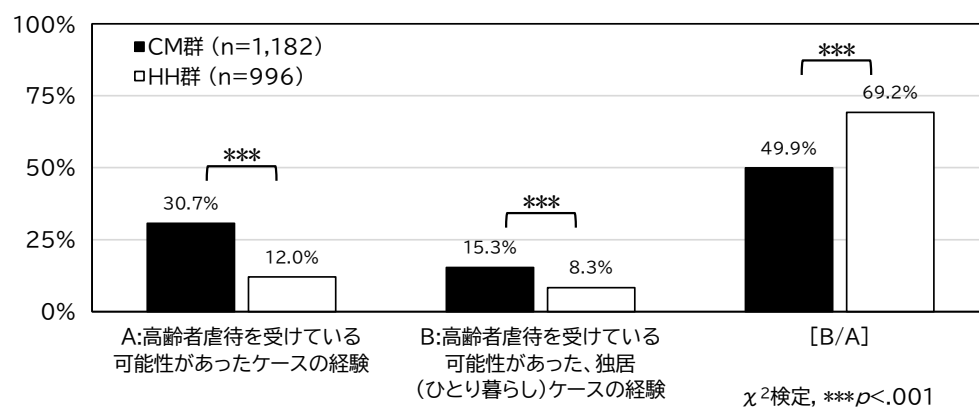


表 2 回答事例における虐待を受けた可能性がある高齢者（独居高齢者）の属性

		CM群 (n=167)	HH群 (n=72)	合計(全体) (n=239)
性別	男性	35 (21.0%)	7 (9.7%)	42 (17.6%)
	女性	130 (77.8%)	62 (86.1%)	192 (80.3%)
	不明・その他	2 (1.2%)	3 (4.2%)	5 (2.1%)
年齢階級	65-69歳	15 (9.0%)	3 (4.2%)	18 (7.5%)
	70-74歳	12 (7.2%)	4 (5.6%)	16 (6.7%)
	75-79歳	18 (10.8%)	8 (11.1%)	26 (10.9%)
	80-84歳	42 (25.1%)	15 (20.8%)	57 (23.8%)
	85-89歳	47 (28.1%)	24 (33.3%)	71 (29.7%)
	90-94歳	28 (16.8%)	13 (18.1%)	41 (17.2%)
	95-99歳	3 (1.8%)	2 (2.8%)	5 (2.1%)
	100歳以上	1 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	不明	1 (0.6%)	3 (4.2%)	4 (1.7%)
要支援・要介護度	要支援1	1 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	要支援2	9 (5.4%)	1 (1.4%)	10 (4.2%)
	要介護1	38 (22.8%)	8 (11.1%)	46 (19.2%)
	要介護2	44 (26.3%)	14 (19.4%)	58 (24.3%)
	要介護3	35 (21.0%)	19 (26.4%)	54 (22.6%)
	要介護4	22 (13.2%)	14 (19.4%)	36 (15.1%)
	要介護5	17 (10.2%)	10 (13.9%)	27 (11.3%)
	総合事業対象者	1 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
認知症高齢者の 日常生活自立度	自立または認知症なし	7 (4.2%)	2 (2.8%)	9 (3.8%)
	自立度Ⅰ	19 (11.4%)	7 (9.7%)	26 (10.9%)
	自立度Ⅱ	59 (35.3%)	10 (13.9%)	69 (28.9%)
	自立度Ⅲ	48 (28.7%)	6 (8.3%)	54 (22.6%)
	自立度Ⅳ	15 (9.0%)	4 (5.6%)	19 (7.9%)
	自立度Ⅴ	8 (4.8%)	4 (5.6%)	12 (5.0%)
	認知症はあるが自立度不明	6 (3.6%)	23 (31.9%)	29 (12.1%)
	認知症の有無が不明	5 (3.0%)	16 (22.2%)	21 (8.8%)
	〔自立度Ⅱ(相当)以上〕†	136 (81.4%)	47 (65.3%)	183 (76.5%)
	〔認知症の有無不明を除いた場合 の自立度Ⅱ(相当)以上〕‡	136 (84.0%)	47 (83.9%)	183 (83.9%)
	〔認知症の有無不明を除いた場合 の自立度Ⅰ以上〕‡	155 (95.7%)	54 (96.4%)	209 (95.9%)
寝たきり度	自立	20 (12.0%)	21 (29.2%)	41 (17.2%)
	J	31 (18.6%)	4 (5.6%)	35 (14.6%)
	A	54 (32.3%)	1 (1.4%)	55 (23.0%)
	B	46 (27.5%)	13 (18.1%)	59 (24.7%)
	C	13 (7.8%)	8 (11.1%)	21 (8.8%)
	不明	3 (1.8%)	25 (34.7%)	28 (11.7%)
利用している 介護保険サービス (※複数回答)	訪問介護	83 (49.7%)	65 (90.3%)	148 (61.9%)
	訪問入浴介護	5 (3.0%)	4 (5.6%)	9 (3.8%)
	訪問看護	40 (24.0%)	20 (27.8%)	60 (25.1%)
	訪問リハビリテーション	10 (6.0%)	6 (8.3%)	16 (6.7%)
	居宅療養管理・訪問診療	25 (15.0%)	6 (8.3%)	31 (13.0%)
	福祉用具販売・貸与	76 (45.5%)	24 (33.3%)	100 (41.8%)
	デイサービス	105 (62.9%)	35 (48.6%)	140 (58.6%)
	デイケア	23 (13.8%)	5 (6.9%)	28 (11.7%)
	小規模多機能	1 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	ショートステイ	35 (21.0%)	9 (12.5%)	44 (18.4%)
	その他	11 (6.6%)	1 (1.4%)	12 (5.0%)
	自事業所以外把握していない	1 (0.6%)	2 (2.8%)	3 (1.3%)
家族・親族等の訪問頻度 (虐待者に関わらない)	ほぼ毎日	69 (41.3%)	25 (34.7%)	94 (39.3%)
	週に1回以上	29 (17.4%)	7 (9.7%)	36 (15.1%)
	月に2～4回	20 (12.0%)	7 (9.7%)	27 (11.3%)
	数か月に1～2回	18 (10.8%)	10 (13.9%)	28 (11.7%)
	ほとんど訪問がない	11 (6.6%)	11 (15.3%)	22 (9.2%)
	不明	20 (12.0%)	12 (16.7%)	32 (13.4%)
家族・親族、介護・医療 サービス機関、及び行政 機関以外の訪問者	いる	46 (27.5%)	10 (13.9%)	56 (23.4%)
	いない	95 (56.9%)	33 (45.8%)	128 (53.6%)
	不明	26 (15.6%)	29 (40.3%)	55 (23.0%)

†自立度Ⅱ～Ⅴ及び「認知症はあるが自立度不明」の合計。

‡「認知症の有無が不明」を除いて割合を再計算したもの。

図 2 回答事例における虐待行為の種類（複数回答形式）

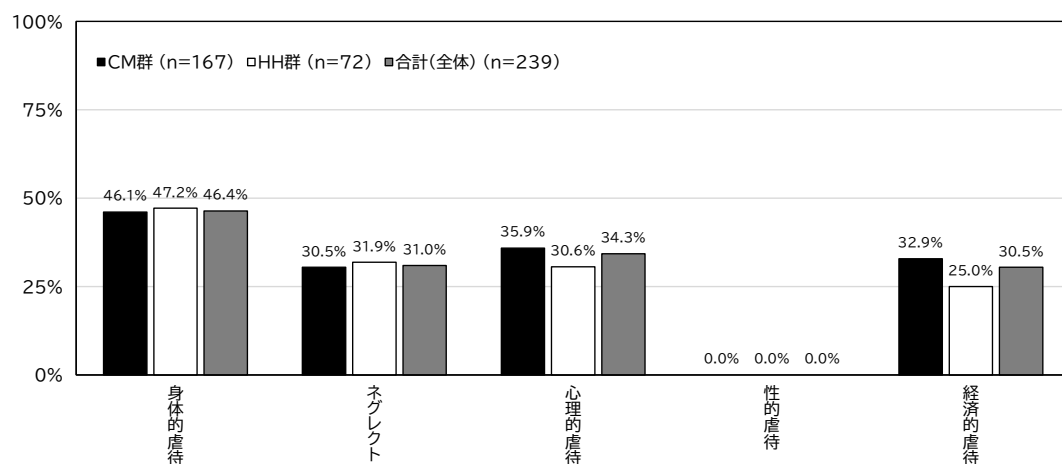


表 3 回答事例における発見後の対応

		CM群 (n=167)	HH群 (n=72)	合計(全体) (n=239)	χ^2
高齢者や養護者等への 確認(複数回答)	高齢者本人に具体的な状況や気持ち等をたずねた	96 (57.5%)	36 (50.0%)	132 (55.2%)	1.140
	高齢者本人の心身状況の確認を行った	97 (58.1%)	37 (51.4%)	134 (56.1%)	.915
	虐待をしたと思われる人(養護者)に話を聞いた	110 (65.9%)	19 (26.4%)	129 (54.0%)	31.565 ***
	情報提供があった事業所・機関等に状況確認等を行なった	86 (51.5%)	24 (33.3%)	110 (46.0%)	6.681 **
	その他	26 (15.6%)	7 (9.7%)	33 (13.8%)	1.445
事業所内、関係機関等への 対応(複数回答)	所属事業所内で、回答者が上司や管理者に報告・相談した	141 (84.4%)	43 (59.7%)	184 (77.0%)	17.337 ***
	所属事業所内で、回答者が同僚に相談した	59 (35.3%)	20 (27.8%)	79 (33.1%)	1.297
	担当ケアマネジャーや居宅介護支援事業所に報告・相談した(同僚・上司・管理者が行った場合を含む)†	—	43 (59.7%)	—	—
	他の介護サービス事業所に報告・相談した(同僚・上司・管理者が行った場合を含む)	31 (18.6%)	4 (5.6%)	35 (14.6%)	6.810 **
	地域包括支援センターに報告・相談した(同僚・上司・管理者が行った場合を含む)	86 (51.5%)	11 (15.3%)	97 (40.6%)	27.369 ***
	市町村の担当部署に報告・相談した(同僚・上司・管理者が行った場合を含む)	34 (20.4%)	6 (8.3%)	40 (16.7%)	5.221 *
	その他	7 (4.2%)	5 (6.9%)	12 (5.0%)	.799
高齢者虐待防止法に基づく 通報(複数回答)	回答者自身が地域包括支援センターもしくは市町村に通報を行った	115 (68.9%)	3 (4.2%)	118 (49.4%)	84.242 ***
	所属事業所の管理者や上司等が通報を行った	24 (14.4%)	26 (36.1%)	50 (20.9%)	14.372 ***
	高齢者自身が虐待を受けたことを届け出た	2 (1.2%)	1 (1.4%)	3 (1.3%)	—
	虐待をした人(養護者)が自ら通報を行った	2 (1.2%)	0 (0.0%)	2 (0.8%)	—
	いずれの立場からでも通報等は行われなかった	24 (14.4%)	17 (23.6%)	41 (17.2%)	3.022
	自分以外が通報等を行なったかどうか不明	11 (6.6%)	26 (36.1%)	37 (15.5%)	33.516 ***

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

†訪問介護員のみ回答可とした設問。